多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和5年7月4日

香 美 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26 年法律第78 号)第7条第5項の規定及び、第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定若しくは変更認定したので、第7条条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
		0		香美市土佐山田町 (山田、佐野、本 村)及び香北町(永 野)	無	令和5年度 ~ 令和9年度	ものべジ
		0		香美市香北町(韮生 野、下野尻、美良 布、吉野、根須、五 百蔵)	無	令和2年度 ~ 令和6年度	香北有機農業研究会
		0		香美市土佐山田町 (山田、下ノ村、林 田)	無	令和2年度 ~ 令和6年度	АКТҒ—Д